# 審議会等の会議結果報告

1	会議名	第1回 津市出張所機能の在り方検討懇話会
2	開催日時	令和7年5月27日(火)
		午後2時30分から午後3時50分まで
3	開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4	出席した者の氏名	(津市出張所機能の在り方検討懇話会委員) 委員長 川上 哲 副委員長 岸野隆夫 委員 奥田寛次、織田充彦、小松 尚、福田政一 (事務局)
		地域連携課長 瀬古卓弘 地域連携課対話連携担当主幹 山﨑健一 地域連携課対話連携担当副主幹 網本いずみ 地域連携課対話連携主査 山下 翔
5	内容	<ul><li>(1) 津市出張所機能の在り方検討懇話会について</li><li>(2) 委員長、副委員長の選任について</li><li>(3) 津市の出張所の状況について</li><li>(4) 出張所機能の在り方に関する検討の進め方について</li><li>(5) その他</li></ul>
6	公開又は非公開	公開
7	傍聴者の数	0人
8	担当	地域連携課対話連携担当 電話番号 059-229-3110 E-mail 229-3110@city.tsu.lg.jp

#### ・議事の内容 次のとおり

## <事務局>

本日は大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。 ただいまより、第1回津市出張所機能の在り方検討懇話会を開催させていただきます。

議事に入ります前に、本日の懇話会は構成委員6名のうち全員の出席を頂いていることから、津市出張所在り方検討懇話会設置 要綱第6条第2項に基づき、成立していることを御報告させてい ただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

事項書に基づき、事項1「津市出張所機能の在り方検討懇話会 について」事務局から説明させていただきます。

## <事務局>

津市出張所機能の在り方検討懇話会の趣旨等について説明します。お手元の資料、津市出張所機能の在り方検討懇話会設置要綱を御覧ください。

津市出張所機能の在り方検討懇話会は、本要綱第1条の規定の

とおり、本市の設置する出張所の機能の在り方について意見を述べることとなっています。懇話会の構成は、要綱第3条の規定のとおり、本市の職員、公共施設の再編等に関して識見を有する人及び市長が必要と認める人の6人で構成することとなっています。 委員の任期は要綱第4条の規定のとおり、令和8年3月31日までとなります。

出張所をはじめ、本市の公共施設の整備等に係る方針については、津市公共施設等総合管理計画推進会議で審議し、決定することとしています。

本市として、出張所機能の今後の在り方を検討し、津市公共施設等総合管理計画推進会議に諮っていく前に、皆様から広く意見を頂きたいことから、本懇話会を設置させていただきます。

本懇話会設置に係る趣旨等は以上となります。

## <事務局>

続いて、事項2「委員長、副委員長の互選について」説明させていただきます。

本日は、第1回目の懇話会になりますので、事務局より各委員 の皆様を御紹介させていただきます。

津市総務部長の奥田委員です。

津市政策財務部税務・財産管理担当理事の織田委員です。

津市立三重短期大学准教授の川上委員です。

津市自治会連合会会長の岸野委員です。

名古屋大学大学院教授の小松委員です。

津市市民部交流連携担当理事の福田委員です。

次に、懇話会を進めるに当たり、委員長及び副委員長を選出していただきたいと思います。設置要綱第5条第1項において、懇話会に委員長及び副委員長を1名置き、委員の互選により定めるとしていますが、いかがいたしましょうか。

### 岸野委員

大学の先生がお二人見えますので、どちらかの先生にお願いしたいと思いますが、事務局案はいかがですか。

### <事務局>

地方自治制度に識見を有しており、また、地元である津市の学 術機関である津市立三重短期大学の川上委員に委員長をお努めい ただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

#### 岸野委員

それでいいと思います。

### <事務局>

ほかによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

#### <事務局>

それでは川上委員に委員長に御就任いただきたいと思います。 川上委員、よろしくお願いします。ここで、川上委員には委員長 席にお移りいただきたいと思います。 続いて、副委員長を互選いただきたいのですが、委員長、どのように取り計らいましょうか。

川上委員長

事務局案はいかがでしょうか。

<事務局>

地域住民で構成される自治会組織の代表であり、市民目線で意見を頂くことのできる津市自治会連合会の岸野委員に副委員長をお努めいただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

川上委員長

それでは、岸野委員に御就任いただきたいと思います。岸野委 員、よろしくお願いします。

<事務局>

ここで、岸野委員には副委員長席にお移りいただきたいと思います。

それでは、委員長、副委員長への就任にあたり一言、頂戴したいと思います。川上委員長、岸野副委員長よろしくお願いします。

川上委員長

委員長を務めさせていただきます川上です。地方自治は非常に厳しい状況が続いていますが、懇話会の意見をまとめていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

岸野副委員 長 自治会連合会の岸野です。私の住んでいる地域は美杉地域という地域で、出張所が地域の中心となっているのですが、一定の合理化も必要であると考えています。よろしくお願いします。

<事務局>

ありがとうございました。川上委員長、岸野副委員長、改めて よろしくお願いします。

それでは、事項書に基づき懇話会を進めていきたいと思います。 会議の進行は設置要綱第6条の規定により、懇話会の会議は委員 長が議長となると規定されていますので、ここからは川上委員長 に議長を務めていただきたいと思います。川上委員長よろしくお 願いします。

川上委員長

それでは、事項3「津市の出張所の状況について」事務局に説明を求めたいと思います。

<事務局>

事項3「津市の出張所の状況について」説明します。資料1-1を御覧ください。

こちらは、本市に設置している出張所の配置図です。本市で市 民の利便性向上のため各地域に本庁舎又は総合支所があり、また、 市内27か所に出張所が設置されています。

出張所は、津、久居、河芸、一志、白山及び美杉地域の6地域に設置されており、芸濃、美里、安濃及び香良洲の4地域のよう

に、設置していない地域もあります。

中央部に凡例を記載していますが、休日夜間も開庁する出張所として、1のアストプラザオフィスがあります。アストプラザオフィスは年末年始、12月29日から1月2日までを除き開庁しており、開庁時間は土日祝日を除いて午前8時30分から午後5時まで、土日祝日及び1月3日は午前8時30分から午後5時までとなっており、所管区域は本市全域となっています。また、津地域にはアストプラザオフィスを除いて出張所が12か所あり、いずれの出張所も開庁日は本庁舎等と同様ですが、出張所によって開庁時間は異なっており、4の一身田出張所、10の神戸出張所及び12の高茶屋出張所は基幹出張所と称し、開庁時間を本庁舎と同じ午前8時30分から午後5時15分までとしています。そのほかの津地域の9か所の出張所の開庁時間は基幹出張所よりも短い午前9時から午後4時までとなっています。なお、基幹出張所はそれぞれ担当する出張所を持っており、担当する出張所の状況に応じて職員を派遣するなどの応援対応も行っています。

津地域以外の出張所についてですが、久居地域に2か所、河芸地域に1か所、一志地域に1か所、白山地域に4か所、美杉地域に6か所の計14か所設置しており、市内全域では27か所に出張所を設置しています。いずれの出張所も開庁日は本庁舎と同様であり、開庁時間は総合支所と同じ午前8時30分から午後5時15分までとしています。

資料1-2を御覧ください。この資料は、津市支所及び出張所 処務規程の抜粋です。この表の中で出張所の主な業務は、地域の 行政窓口として、(1)(2)(3)番に係る業務として、住民票や 戸籍に係る届出の受付や証明書の交付、印鑑の登録及び証明書の 交付、(8)(9)番に係る業務として、市税等の納付や住民税、 固定資産税等に係る証明書の交付、(17)番に係る業務として、国民健康保険、医療費助成、児童手当等に係る申請の受付等の証明書発行業務や各種届出の受付を行っているほか、(11)(12)(13)番として挙げられる地域での活動に関する相談や助言市民の相談や要望の受け付け、自治会等の地域の団体との連絡調整など、地域の身近な相談窓口となっています。先ほどの説明の中に出ていた基幹出張所が持っている担当については、この表の(23)(24)(25)番にある総括管理及び連絡調整に関することとして複数の出張所を担当し応援対応などを行っています。

資料2を御覧ください。この資料は、出張所の施設の状況及び 出張所における業務の取扱件数の一覧です。

最初に、施設の状況の欄を御覧ください。出張所の築年数、併設・隣接する公共施設の有無、所管区域の人口及び世帯数等を記載しています。出張所の施設は平成18年1月の市町村合併前からあった施設をそのまま引継ぎ、一部の老朽化した施設で更新した施設や複合化した施設を除きそのままの状態で現在まで至っており、建築から40年以上経過している出張所が約半数となっています。

先ほど申し上げた併設・隣接についてですが、併設は同じ建物 に出張所と公民館等が入っている状況、隣接は同じ敷地内に出張 所と公民館がある状況です。

出張所によっては単独で設置している出張所もありますが、公共施設が併設・隣接している施設もあり、津地域の一部の出張所を除き、公民館や地域住民センター等の公共施設が併設・隣接している状況で、一部の出張所においては、出張所の職員が併設する公共施設の職を兼務しています。

続いて、出張所における主な業務の取扱件数について説明します。平成23年度、令和5年度及び令和6年度の出張所における主な事務である戸籍・住民票等の証明書の発行、転入、転出、出生、死亡等の届出の受付及び税証明等の取扱件数となります。

各出張所の所管区域の人口及び世帯数の規模により、取扱件数に差はありますが、全ての出張所で取扱件数は減少しています。

その理由の一つとして、利用者がコンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機を使って証明書を取得できるようになったことが挙げられます。マイナンバーカードの取得が必要になりますが、取得率は向上しており、本市における保有率は令和6年3月31日付けの集計で77.3%となっています。休日や夜間でも利用ができるコンビニエンスストアは、その高い利便性により利用者は多く、設置されたマルチコピー機を利用した証明書の発行件数は増加しています。

本一覧表の一番右の欄に、増減割合として令和6年度と平成23年度を比較した業務割合を記載しています。平成23年度と比較し、令和6年度の業務量は約49.2%となっており、最も減少した出張所では業務量が80%減少した出張所もあります。

続いて、資料3-1を御覧ください。本資料は出張所のもう一つの主要業務である地域からの問合せや相談件数について集計したもので、出張所ごとに、(1)証明・届出等に関すること、(2)自治会からの問合せや相談、(3)自治会以外からの問合せや相談について件数及び手段の結果をまとめたものになります。各出張所の所管区域の人口及び世帯数の規模により、取扱件数に差はありますが、令和6年度の年間の総数は2万2,397件となっています。最も多い出張所で年間約2,400件、少ない出張所で年間約160件となっています。問合せや相談内容は様々で、地域性も反映されるものであることからそれぞれ内容は違いますが、単純計算をすると一つの出張所が1日で受ける相談件数は約4件となります。

出張所ごとに計算をしますと、最も多い出張所で1日約10件、少ない出張所で1日約0. 7件と1件に満たない出張所もあるという状況です。

続いて、資料3-2をご覧ください。こちらはアストプラザオフィスを除く、出張所の業務量及び維持管理経費を記載した表となります。ただし、維持管理経費については、併設施設がある場

合、その経費を出張所分と併設施設分に明確に分けることが困難であることから併設施設分の経費が含まれている場合と、逆に併設施設側で支払っているもので同様に分けることが困難であることから併設施設側に含まれている場合があります。

また、業務については、出張所の主要業務である証明書の発行、 転入、転出届等の受付等及び地域の住民等からの問合せ、相談の 件数を記載していますが、そのほかにも各種書類の受付等も行っ ていますので、本資料の1件当たりのコストについては、あくま で参考の数字としていただきたいと思います。

その状況を踏まえた上で、証明書の発行、届出の受付等に係る 経費を算出したところ、最もコストの掛からない出張所で約1, 500円となり、最もコストの掛かっている出張所で約6万3, 000円となっています。

一方で、証明書の発行、届出の受付等に相談件数を含めた数に対する経費を算出したところ、最もコストの掛からない出張所で約1,300円となり、最もコストの掛かっている出張所で約1万5,000円となっています。行政サービスを経費の面だけをもって判断することは難しいですが、業務に対し、高いコストが掛かっていることが分かります。

出張所の状況の説明は以上となります。先程述べたとおり、出 張所の課題として、施設の老朽化と業務量の減少が問題となって います。

川上委員長

事務局から津市の出張所の状況について御説明いただきましたが、御意見、御質問等はございませんか。

小松委員

資料2で併設・隣接という話が出ましたが、出張所の建物は基本的には市の保有建物なのでしょうか。

<事務局>

基本的には市の保有建物です。公民館が併設している場合についても市の建物ですが、ただ、所管という話で言えば、出張所単独ではない建物の場合は、公民館側が主に施設を管理している場合と、出張所として間借りしている部屋の部分のみ出張所側で管理を行っている場合があります。

小松委員

民間の建物に賃料を払って入っているものは無いのでしょうか。

<事務局>

出張所としてはありません。ただ、ほかの出張所と状況が違いますので検討材料としては外させていただきたいのですが、アストプラザオフィスは津駅のアストプラザに間借りをしています。

また、久居のアルスプラザも久居総合支所の分室のような形で 文化系の施設に間借りをしていますが、出張所ではありません。 あくまで久居総合支所市民課の一部署である分室になりますので ここには記載していませんが、行っている業務は市民課の業務で ある住民票発行等になります。

小松委員

ありがとうございました。

川上委員長

ほかにいかがでしょうか。

岸野副委員 長 何年か前に、再任用職員を出張所長に起用するとなった際、前 葉市長が地域の人からの相談業務を強化することが目的だとおっ しゃっていましたが、その目的は今どうなっているのですか。

美杉地域で言えば恐らく相談業務の方がウエイトは高いと思います。単純な住民票や印鑑証明なら良いのですが、転入、転出や死亡届も出張所で手続きするより総合支所に行った方が早いです。ただ、総合支所に行ってもあまり件数がないものについてはスムーズにはできませんが、単なる事務処理件数ではなく、本来の利用者から言えば、相談業務のことについても今後検討していく必要があると思っています。

<事務局>

資料3にもありますが、美杉地域で言えば伊勢地や竹原、八幡 出張所などはそちらのウエイトが高いと感じています。ただ、コ ストの面もそれはそれで重要ですので、総合的に勘案しながら検 討していきます。

岸野副委員 長 ありがとうございました。

福田委員

資料2ですが、出張所の配置職員について、おおむねほとんどの出張所が2人になっていると思いますが、この辺りの説明をお願いします。

<事務局>

資料2の配置職員ですが、アストプラザオフィス以外の出張所に正規職員は配置されておらず、再任用職員と会計年度任用職員が配置されています。副委員長もおっしゃってみえましたが、出張所長には再任用職員を置くという話からスタートしていますが、なり手不足という問題があり、再任用職員を置けていない出張所が多い状況です。ただ、出張所長は様々な責任を伴う立場ですので、再任用職員が退職して会計年度任用職員として再度雇用されています。再任用職員がゼロと書いてある所もありますが、出張所長がゼロという事ではなく、会計年度任用職員の中に出張所長がいるという状況です。

美杉地域の事でお話をさせていただきますと、竹原出張所ですと再任用職員が1人、会計年度任用職員が1人ということで、再任用職員が公民館併任となっています。会計年度任用職員は出張所専任となっているのですが、実状を確認したところ、再任用職員の所長と会計年度任用職員の2人で竹原出張所、公民館及び住民センターの3つの業務を担当しています。

併設や隣接の場合、検討を進めていく上で、仮に出張所の機能を失くしてしまったとしても併設・隣接の施設は残っていきますので、規定や条例を確認した上での話にはなりますが、考え方の一つとして職員がそのまま相談業務を引き受けていく形も取れるのではないかと考えています。

## 福田委員

委員ではありますが、事務局として補足をしますと、アストプラザオフィスと基幹出張所以外は、基本2人になっています。藤水出張所や白塚出張所など雇用形態によってお一人の働く時間が短かったりすることで人数が多くなっている出張所もありますが、基本的には2人で業務を行っていただいています。基幹出張所である一身田、高茶屋、神戸出張所については、何らかの事情でお休みをされた際、ほかの出張所を応援できるよう人数が多くなっているという状況も御承知おきいただければと思います。

### <事務局>

会計年度任用職員は1週間丸々勤務されているわけではなく、例えば一週間のうちで木曜日が休みの会計年度任用職員がいる場合、その出張所は職員が1人になってしまうので基幹出張所から応援職員を出してもらっています。白山地域と美杉地域に関しては巡回職員がおり、会計年度任用職員が休んだ際に巡回職員がその場所へ行って職務をします。特に美杉地域は6か所の出張所がありますので、2人の巡回職員を配置してカバーしています。

#### 織田委員

事務局の発言に関してお願いなのですが、出張所と併設された施設に専属の職員がみえる所もあるということなので、出張所の職員がいなくなったとしてもそこで業務ができるのかということを考えようとすると、そこに残る人がいるのかどうかこの表だけでは分からないので、その辺りが分かるように資料に記載をお願いします。

#### <事務局>

自山地域の家城公民館などは併設になっており、職員としては 出張所の職員と公民館の職員が分かれている状態なので、例えば 出張所が無くなった場合でも公民館側の職員がそのまま残る可能 性があります。

#### 織田委員

1人であれば出張所長という肩書が無くなって公民館長だけになるということですね。実態的にその施設に職員が何名配置されているのかをもう少しわかりやすく表現していただけると有り難いです。

# 川上委員長

そのように資料の作成をお願いします。

#### <事務局>

わかりました。

## 奥田委員

総務部として人事を預かっていますので情報共有という意味

でお伝えしますと、職員の配置はとても厳しい状況です。採用も厳しくなってきた中で定年延長制度が始まり、今ですと定年延長を1年ずつ延ばしていっているので2年に1回しか退職の職員が出ません。退職の職員は再任用を選ぶか退職するか定年延長を選ぶかという状況の中で、再任用を選ぶ職員は2割か3割です。岸野副委員長がおっしゃってみえたとおり、なるべく地元へという方針で、本人の希望も聞きながら配置をしていますが、地元出身の職員もみえなくなってきています。人の配置は巡回してもらったり会計年度任用職員に助けてもらっているのが実状です。今後、更に厳しくなっていく状況下に置かれることが想定されています。

川上委員長

資料2の右側に増減割合が記載されていますが、平成23年(2012年)と令和6年(2024年)を比べて人口はどれくらい減っていますか。どこの地域も当初の想定より人口減少のスピードが速いので教えていただければと思います。

<事務局>

今後の見込みも併せて資料を作成します。

川上委員長

ほかによろしいでしょうか。それでは引き続き、事項4「今後 の進め方について」事務局に説明を求めます。

<事務局>

それでは、事項4「出張所機能の在り方に関する検討の進め方 について」説明します。

資料4を御覧ください。先ほど出張所の現状について御説明させていただきましたが、出張所の抱える課題として、①業務量の減少、②施設の老朽化、③出張所長の人材不足があります。

③出張所の人材不足については奥田委員から御説明いただきましたとおり、なり手不足が課題となっています。出張所長には行政の手続やその地域に精通した再任用職員の配置が望ましいですが、地方公務員法の改正による定年年齢の引上げにより、定年後も引き続き市職員として勤務する職員が増えているだけでなく、出張所によっては人材不足のため、出張所長が再任用の期間を終えた後も引き続き会計年度任用職員として配置されている出張所もあるなど、人材確保に苦慮している状況です。

これらのことを踏まえ、出張所機能の在り方について検討を進めることとしますが、27か所の出張所のうち、アストプラザオフィスは市内全域を所管区域としていること、また、市役所の開庁時間ではない休日夜間も対応をしていることを踏まえ、ほかの出張所とは別であることから検討対象から除外したいと考えています。

その上で、今後の出張所機能の考え方として、事務局としては、 出張所で取り扱う業務のうち、(1)マルチコピー機で対応ができ る住民票、戸籍、印鑑証明、所得課税証明書等の証明書等の発行 業務については、市内のコンビニエンスストア等での対応とする と共に、コンビニエンスストアが近隣にない地域については、併設・隣接する公共施設にマルチコピー機を設置し対応してはどうかと考えています。

一方で、(2)マルチコピー機で対応ができない業務は、本庁、 各総合支所で対応してはどうかと考えています。また、(3)市民 の相談窓口機能等については、本庁、各総合支所及び併設・隣接 する公共施設で対応してはどうかと考えています。

業務量と出張所運営に係る費用、また、マルチコピー機を導入するのであればその費用を考慮する必要があると共に、法令上の課題の確認も必要になりますので、それらを整理し、今後の出張所機能の在り方について、次回以降の懇話会で報告をさせていただき、委員の皆様から頂く意見を参考に今後の出張所機能の方向性を決めていきたいと思います。

本資料の次ページをお願いします。今後の予定ですが、第2回の懇話会を10月に開催し、先ほど説明させていただきました出張所機能の方向性を報告し、委員の皆様から御意見を頂きたいと思います。懇話会終了後、頂いた御意見を参考に、出張所機能の在り方についてその方向性をとりまとめたいと思います。第3回の懇話会は2月に開催し、取りまとめた出張所機能の方向性について御意見を頂きたいと思います。

その後、懇話会で頂いた御意見を基に、出張所機能の在り方の 方針を決定し、令和8年3月に開催予定である津市公共施設等総 合管理計画推進会議の審議を経て、方針を決定します。なお、懇 話会の開催予定月については、状況により前後することがありま すので御承知おきください。

出張所機能の在り方に関する検討の進め方についての説明は以上となります。

川上委員長

ありがとうございます。事務局からの説明は以上です。ただ今 の説明に対し御意見、御質問等はございませんか。

岸野副委員 長 老朽化と言うのは何年くらいからのことを言ってみえますか。

<事務局>

40年~50年というところかと思います。

小松委員

出張所の建物はほとんどがRC(鉄筋コンクリート造)でしょうか。

<事務局>

ほぼRC(鉄筋コンクリート造)です。

小松委員

RC(鉄筋コンクリート造)ですと耐久が60年くらいですから、40年くらい経過してくるとそろそろ何とかしないといけないという状態になってくるわけですね。

織田委員

雨漏りなどはどうなのでしょうか。

<事務局>

起こっています。

奥田委員

個別に手を入れているところもあるとは思いますが、バリアフリーでもないですし、避難所に位置付けられているところもあります。

川上委員長

深刻な事故が起きた事例はないですか。

<事務局>

現在のところ起こっていません。

川上委員長

ほかに何かございませんか。

織田委員

マイナンバーカードの取得率が77.3%とお聞きしましたが、マルチコピー機で証明書を取られている割合は何%くらいですか。

<事務局>

マルチコピー機での取得率については、令和4年度は32,500件で全体の11.72%、令和5年度は50,927件で全体の18.39%、令和6年度は57,397件で21.7%となっています。

織田委員

高いと評価するのかまだまだと評価するのか非常に難しいところです。

私の母は80歳を超えているのですが、とてもマルチコピー機で証明書を取ってこいといって取れるような人ではないので、地元の一身田出張所で取ってくることになります。もう少し年代が進んでいくと機械で取れる人も増えていくと思いますが、今はまだ少し過渡期であると思うので、出張所の機能を検討する中でその辺りも考えていかないといけないと思います。資料3を見ていると、やはり出張所への問合せは圧倒的に窓口に来る人が多く、出張所で完結するものが多いです。安心感というか、住民はそこに行けば何かがすぐ完結するというイメージをお持ちだと思いますので、そういった機能をいかに確保していくかが今後の課題であると思います。

岸野副委員 長 新年度に入ったらいろいろな申請書類が送られてきますが、そういったものは出張所へ行き、所長に聞きながら書いているのが現状です。1回説明してもらっただけで出せるかと言うと高齢者には特に難しい。最終的には書いたものを出張所でチェックしていただいて出しています。このような、数字に現れてこない部分をどう評価するか。ここがこの懇話会の一つの課題ではないかと思います。今後、廃止という話が出てくるとするならば、出張所という名称は変えるにしても、そのような機能だけは残していか

ないと、本庁で考えているような対応は現場ですぐにはできない と思います。

<事務局>

津地域とほかの地域では違う所も踏まえた上でになりますが、 美杉地域であれば出張所が無くなっても公民館や地域住民センターは残ります。職員としては恐らく減らずに残る可能性があるのではないかと考えています。人事課や行政経営課などから別の意見が出てくる可能性もありますが、職員が残り、そこで何らかの相談を受けてもらえるという話ができればよいのでないかと考えています。

岸野副委員 長 現場の声も聞いてもらえればと思います。

<事務局>

地域連携課だけでは回答は難しいと思います。

織田委員

そこをはっきりさせないと併設施設で仕事をさせようとかそういったことは考えられないので、今の段階でははっきりできないと思いますが、今後は整理していただきたいと思います。

奥田委員

岸野副委員長がおっしゃっているのは、証明書等の交付ではなく、給付金とか、今後のことで言えば戸籍のふり仮名の書類を持って来るんですよね。その対応を出張所が丁寧にしてくれているので本庁側も助かっているという実状があるので、そういう部分をいかに確保していくかだと思います。その実務の部分にどのようなものがあるのか分かれば教えていただきたいと思います。

<事務局>

わかりました。

織田委員

ほかの自治体は郵便局に委託したりしていると思いますが、そのようなことは考えていないのですか

<事務局>

郵便局への委託も選択肢の一つであると考えています。ただ、 郵便局が証明書等の受付をし、その内容を本庁や総合支所にデータで送り、本庁や総合支所が証明書等を発行した上で郵便局にFAXし、郵便局は送られてきたデータを打ち出して交付するという流れになることから、ただ郵便局を挟むだけになってしまうので、果たしてそれが良いのかどうかというところも考えなければならないと思います。

郵便局に委託をし続けている自治体もありますし、検討した結果、委託に至らなかった自治体や、交付だけの話で言えばコンビニ交付がある中で委託の必要性が高くないのではと結論を出している自治体もあります。選択肢の一つとしては考えていますが、住民にとって郵便局がどこまで利便性が良いものなのかについては慎重に見極めていきたいと思います。特にコンビニが近くにな

いが郵便局ならあるという所もあると思いますので、その辺りも考慮していきたいと思います。

川上委員長

ほかにいかがでしょうか。それでは引き続き事項5「その他について」事務局に説明を求めます。

<事務局>

それでは、事項5「その他」について説明させていただきます。 出張所機能の在り方を検討していく上において、関係者等への確認をする場面が生じることもあろうかと考えています。その際には、設置要綱第7条に「懇話会は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。」と規定されていますので、委員長と相談の上、関係者の会議への出席を求めていきますのでよろしくお願いします。

また、先程も申しましたが、懇話会の開催予定月については、 状況により前倒しで行うこともございますので、御承知おきくだ さい。

その他事項の説明は以上となります。

川上委員長

事項書5について御質問等あればお願いします。

奥田委員

進めていくのが大変だと思いますので、集まらないにしても情報共有だけできたら良いと思いますし、懇話会の回数を3回にこだわらずに進めていった方が良いのではないかと思います。

川上委員長

重要な内容なので、丁寧に議論していかなければならないと考えると、私も3回にこだわらなくても良いと思うので、随時必要があれば開催してもよいと思います。御対応いただけるのであればそのようにしていただければと思います。

奥田委員

今日頂いた御意見を基に資料を作成し、各委員に配布した上で 意見を集めておいて、集めたものを次の会議に提示すればスムー ズになると思います。

川上委員長

情報共有については密にしていただければ大変有り難いと思いますのでよろしくお願いします。

<事務局>

そのようにさせていただきます。

川上委員長

ほかにいかがでしょうか。無いようですので、本日の懇話会に おける協議は終了します。それでは、進行を事務局に戻します。

<事務局>

皆様、ありがとうございました。今後のスケジュールですが、 事項4の中でも事務局から御説明させていただきましたとおり、 第2回の懇話会を10月に開催予定としております。日程が決ま りましたら改めて御案内しますのでよろしくお願いします。 それでは、これをもちまして第1回津市出張所機能の在り方検 討懇話会を終了させていただきます。皆様、本日はありがとうご ざいました。